修学が困難な学生に奨学金貸し付けます

市は、経済的な理由で修学が困難な学生に対し、奨学金の貸し付けを行います。

■**対象**　市内に住所を有する人の子で、高校や大学、各種学校に進学または在学する成績優秀な学生（貸付人数の枠あり）

■**貸付金額**
▼高校　月額2万円以内
▼大学（短期大学を含む）　月額3万円以内
▼その他の各種学校　月額3万円以内

■**償還条件**　無利子（学校卒業後、1年間は据え置き、その後8年以内で月賦償還）

■**必要書類**
❶申請書（保証人2人必要）
❷家族調書
❸本人の住民票抄本
❹学業成績証明書
❺在学証明書（入学者は合格通知書の写し）

■**選考方法**　奨学生選考委員会で決定

■**申し込み方法**　必要書類を教育総務課に直接持参し、申し込みしてください（※郵送による申し込みは不可）。申請書と家族調書は、市ウェブサイトからダウンロードするか、同課または西根・安代各総合支所から交付を受けてください。

■**申込期限**　3月26日㈮

■**問い合わせ先**　教育総務課総務係（☎・内線1363）

看護学生を応援する修学資金を貸し付け

市は、将来、市内で看護師として就業を目指す人に対し、修学資金を貸し付けます。

■**対象**　看護学生2人（看護学校などに入学（在学）する人）

■**貸付金額**　月額8万円以内

■**償還免除**　市内に居住し、市内医療施設などで看護師として従事した場合

■**必要書類**
❶申請書
❷保証人連署の誓約書（印鑑登録証明書添付必要）
❸戸籍個人事項証明書または戸籍抄本
❹履歴書
❺健康診断書
❻在学証明書および学業成績証明書（在学中に限る）
❼合格通知書の写し（入学前に限る）

■**申し込み方法**　必要書類を健康福祉課に持参するか、書留郵便（必着）で提出してください。申請書と誓約書は、市ウェブサイトからダウンロードするか、同課から交付を受けてください。

■**申込期限**　3月22日㈪

■**問い合わせ先**　健康福祉課健康推進係（☎・内線1089）

マイナンバーカード休日に受け取れます

市は、確定申告に合わせてマイナンバーカードの休日交付を行います。平日の来庁が難しく、まだカードを受け取っていない人は、この機会に交付を受けてください。また日中の来庁が難しい人は、毎週水曜日の本庁窓口延長時もマイナンバーカードの受け取りはできます。

なお来庁する前々日までに予約が必要です。

■**対象**　市から「個人番号カード交付通知書（はがき）」が送付されている人

※個人番号カードの受け取りは、原則として申請者本人が来庁する必要があります。

■**開庁日時**　2月28日㈰の午前9時から午後4時まで

※2月21日㈰は開庁しません。

■**開庁場所**　市役所本庁舎市民課（西根・安代両総合支所は開庁しません）

■**予約・問い合わせ先**　市民課戸籍住民係（☎・内線1065）

本格トレーニング機器健康維持や体力向上に

総合運動公園体育館トレーニングルームが1月4日にリニューアルオープンしました。トレーニングルームを1室追加し、サイクルマシンなど8種類11台の機器を新たに利用することができます。

■**利用料**　1回300円

■**問い合わせ先**　地域振興課スポーツ推進係（☎・内線1151）または（一社）市体育協会（☎70・1600）

学校給食物資納入者の登録申請を受け付け中

市は、令和3年度の学校給食用物資納入者の登録申請を受け付けています。

■**主な納入品目**　野菜、精肉、調理加工食品

■**申請期限**　2月26日㈮

■**問い合わせ先**　西根地区学校給食センター（☎70・1117）または安代地区学校給食センター（☎72・2557）

火葬葬儀情報の提供は休日も対応しています

市は、故人の火葬葬儀の日程について問い合わせを受けた際、開庁時は市民課および西根・安代各総合支所、閉庁時は守衛室で対応しています。なお火葬葬儀情報は、遺族の意向により提供しない場合があります。

■**問い合わせ先**　市民課戸籍住民係（☎・内線1061）

各種医療費助成内容4月診療分から変更

令和3年4月診療分から、❶から❸の医療費助成が変わります。変更点は次のとおりです。

❶子ども医療費助成

■**対象者**　市内に住所を有する高校生世代（医療費助成の受給者を除く、18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の人まで拡大

■**支給方法**　医療機関などの窓口負担額（食事負担金を除く健康保険適用分）を後日口座に振込

❷身体障がい者医療費助成

■**負担額**　窓口負担額が3分の2から3分の1助成に変更

※限度額適用認定証を使用した場合を除きます。

■**申請先**　市役所窓口から医療機関などの窓口に変更

■**受給者証・給付申請書**　対象者に3月中に送付

❸寡婦医療費助成

■**対象者**　「配偶者の無い女子」を「配偶者のない者」に変更

■**負担額**　窓口負担額が3分の2から3分の1助成に変更

※限度額適用認定証を使用した場合を除きます。

■**申請先**　市役所窓口から医療機関などの窓口に変更

■**受給者証・給付申請書**　対象者に3月中に送付

■**問い合わせ先**　市民課国保年金係（☎・内線1073）

植樹で緑化を推進苗木を配布します

県緑化推進委員会八幡平支部では、令和3年度緑化推進事業（苗木配布など）の要望を受け付けています。自治会や地区で、植樹などを計画している場合は、問い合わせてください。

■**申請期限**　3月5日㈮

■**問い合わせ先**　農林課林業係（☎・内線1339）

国民健康保険税の減免締め切り迫る

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者の国民健康保険税の減免を受け付けています。

減免の詳細は、広報はちまんたい令和2年7月号（No.301）の新型コロナウイルス関連情報を確認してください。

■**申請期限**　3月31日㈬

■**問い合わせ先**　税務課市民税係（☎・内線1127）

市営牧野を利用してコストを削減しよう

市は、市営牧野への放牧利用申請を受け付けます。

■**利用牧野**　上坊牧野・七時雨牧野・長久保牧野

■**利用期間**　5月から11月（予定）

■**対象家畜**　乳用牛・肉用牛

■**提出書類**
❶牧野放牧許可申請書
❷黒毛和種の場合は登録書の写し

■**申し込み方法**　農林課または西根・安代各総合支所から交付を受けた申請書類に必要事項を記入の上、申し込みしてください。期間内に申し込みがない場合は、放牧できないことがあります。

■**申込期間**　2月5日㈮から3月5日㈮まで

■**問い合わせ先**　農林課畜産係（☎・内線1337）

寄付をいただきました

本市に寄せられた厚意を紹介します。

【物品の寄付】

▼**真柴商会㈱**…12月23日、ドローンの普及啓発に寄与したいと、ドローン1台が寄せられました。

農振定期見直しの申請は3月31日まで 3年度は変更申し出の受け付けを休止

市は5年に一度の「農業振興地域整備計画定期見直し」を令和3年度に行います。

令和4年度から5年以内に農地への住宅建設や事業開発などを予定している人は、農地転用の許可申請手続きの前に農振農用地区域からの除外手続きが必要になる場合があります。事業計画のある人は、計画地が農用地区域に指定されているか農林課へ問い合わせの上、農用地区域に指定されている場合は、次のとおり農用地区域からの除外手続きが必要となります。

■該当者　令和4年度から5年以内に住宅建設や事業開発による農地転用手続きを予定する人

■申請期間　令和3年3月31日㈬まで

■変更申し出書類

❶八幡平農業振興地域整備計画の変更申出書

❷事業計画概要書

❸位置図（申請地の位置や付近の状況が分かる地図。縮尺は1万分の1から5万分の1程度のもの）

❹事業計画の概要が分かる建物の設計図（平面・立面）、配置図など（縮尺は500分の1から2千分の1程度のもの）

❺土地の登記全部事項証明書

❻公図（申請地の地番や地目、隣接地の状況を表示した図面）

❼位置選定検討表

❽位置選定検討図

❾その他状況に応じた書類（事前協議に応じます）

※申請内容によって必要な書類が異なる場合があります。申請書類は市役所農林課窓口から交付を受けてください。

■申請時の注意　提出された書類を審査し、適切なものを除外、見直しをします。転用目的や場所によっては除外できない場合があるため注意してください。

■問い合わせ先　農林課農政推進係（☎・内線134１）

教えて！農振計画のこと

◆農振計画とは

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づいて市が定める計画です。この計画は農業の振興を図るべき地域（農業振興地域）を明らかにし、農地の有効利用と農業の近代化を総合的に進めることを目的としています。

◆農振除外とは

農業振興地域内では、農用地として利用する土地の区域を「農用地区域」とし、優良な農地の保全のために農業以外の目的での利用が制限されています。このため農用地区域内の土地を農地以外に使用する時は、農地転用の許可申請前に農用地区域からの除外手続きが必要となります。このことを一般的に「農振除外」と呼びます。

◆農振除外をするための要件は

農振除外をするには、次の❶～❺の要件を全て満たす必要があります。

❶農用地以外の用途に使用することが必要かつ適当であって、農用地区域外に代替する土地がないこと。

❷農用地の集団化、農作業の効率化その他の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないこと。

❸担い手に対する農用地の利用集積に支障を及ぼさないこと。

❹ため池、農道、農業用用排水路などの土地改良施設の有する機能に支障を及ぼす恐れがないこと。

❺土地改良事業実施中でないこと。または工事が完了した年度の翌年度から起算して８年を経過した土地であること。

※上記５要件に加えて、農地法（転用許可基準）、都市計画法（開発許可基準）など、他の法令の許可が得られることが求められます。

【広告】この広告は、広告主の責任において市が掲載しているものです。広告の内容について市が推奨などをするものではありません。

「いきいき岩手！見て楽しむ福祉美容室」開催
日時：2/22(月)・23(火・祝)・24(水) 10:00～16:00
場所：晴山理容店（八幡平市帷子10-7-1）
●ご来場の方には、タルトタタンのケーキとコーヒーをサービス
入場無料
主な展示　トールペイント（石川トールペイント教室）など
体験（予約制）　●ヘアーカットワンコイン［500円］　●落ちない3D眉メイク［施術時間60分］

■問合せ：090-2218-5853（シャンデール／藤原）

広報 はちまんたい hachimantai 広告募集中!!
求人・イベント等の情報発信にご活用ください。
令和２年度「広報はちまんたい」広告代理店
SOUGOU 株式会社 総合広告社
〒020-0022 岩手県盛岡市大通1丁目1-16 岩手教育会館2F
TEL.019-626-3370㈹　FAX.019-626-3373
info@adsougou.co.jp　担当／伊藤・藤田